

参 考 資 料

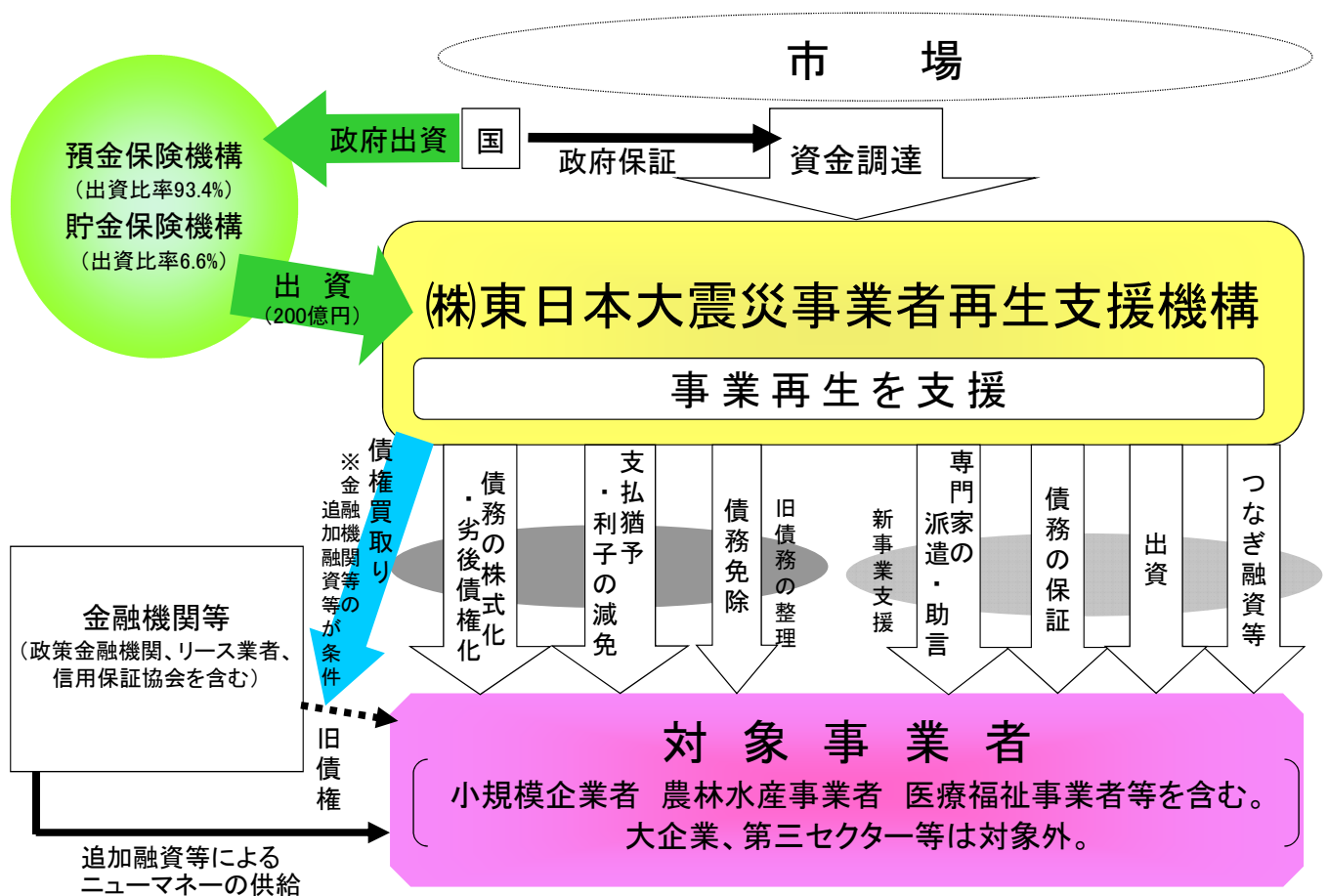
平成27年2月8日

復興金融ネットワーク交流会(第3回)資料

復興庁



東日本大震災事業者再生支援機構のイメージ



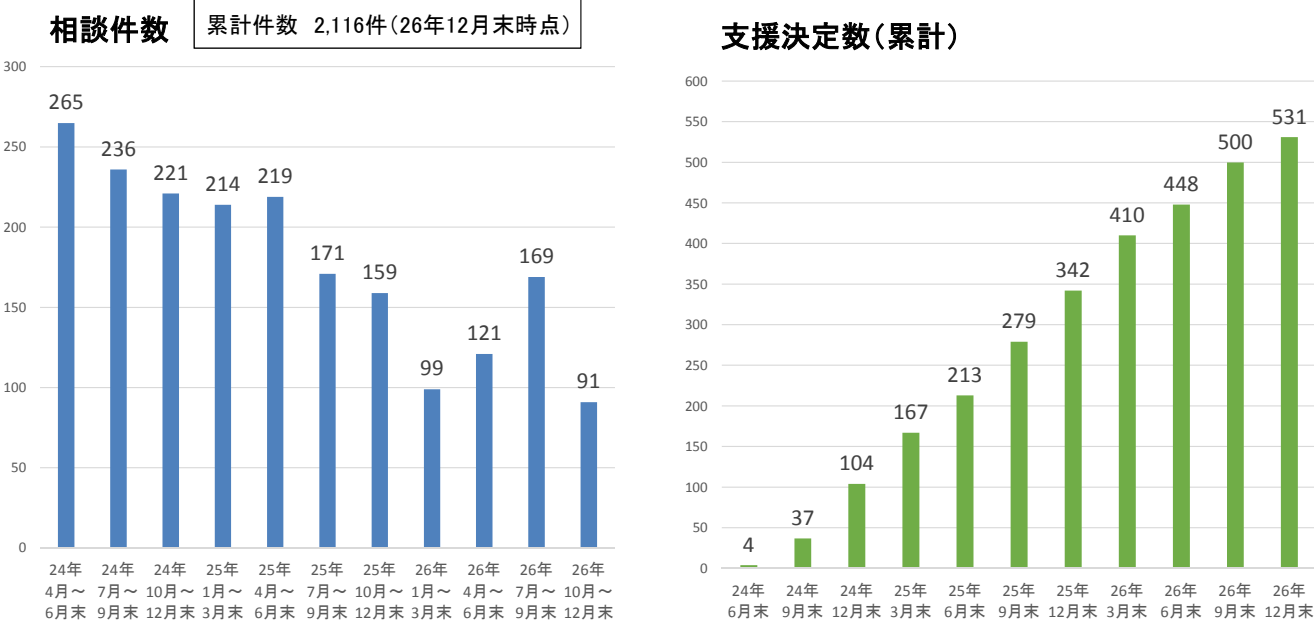
これまでの業務運営について

機構は、平成24年3月の業務開始以降、継続的に、業務執行態勢の強化(業務ガイドライン・業務フローの整備、専門人材の増強、組織体制の見直し、出張所の開設、説明会・相談会の開催等)に取り組んできている。

平成24年3月	業務開始
	以降、被災地各地で説明会を開催
平成24年5月	支援対象地域を指定する告示を改正 (風評被害の実態を踏まえて支援対象地域を拡大)
平成24年7月	機構による被災事業者支援に関する促進策を策定・実施 (復興庁・金融庁・中小企業庁が連携) ○ 業務ガイドライン、案件対応期間を半減させる業務フローの整備 ○ 事業再生に精通した人材の増強、仙台業務部への人員の重点配置、スモールサポート班の創設 ○ 信用保証協会に対する事前の十分な説明・調整による迅速な案件合意 ○ 新規融資に対する保証機能の活用 ○ 説明会、相談会、金融機関等への訪問など、訴求活動の体制強化 (金融庁から金融機関に対し文書にて、機構の積極的な活用の検討等を要請)
平成24年11月	宮古市に出張所を開設
平成24年12月	大船渡市に出張所を開設
平成25年4月	八戸市に出張所を開設
	支援対象地域を指定する告示を改正 (風評被害の実態を踏まえて支援対象地域を拡大)
	支援を受けた事業者が仙台市の制度融資・保証の優遇を受けられるよう措置
平成25年7月	水戸市及び郡山市に出張所を開設
(平成25年12月)	(金融庁から金融機関に対し文書にて、機構の積極的な活用の検討等を要請)
平成26年5月～	被災事業者の環境変化に対応した取組みの強化 ○ 各金融機関トップに対する機構活用の要請 ○ 助言終了先に対するフォローアップ ＜福島県の被災事業者への対応＞ ○ 役員による金融機関・商工関係者等への訪問活動 ○ 福島特設班の設置と一元管理による集中対応体制の構築 ○ 福島県庁等地元組織と連携した広報活動
平成26年12月末	設立以降の説明会・相談会の開催が延べ2,684回(うち自治体・商工団体等での開催:792回)となる

これまでの支援実績について

- 業務開始から26年12月末までに、**延べ2,684か所**で説明会・相談会を開催、**2,116件**の相談を受け
⇒ **支援決定:531件**（金融機関との協議など対応中の案件を含め 748件）
- **債権買取り、債務免除、劣後債権化、新規融資への保証付与**など幅広い**金融支援メニュー**を活用して、震災の被害により過大な債務を負った事業者に対して踏み込んだ支援を実施



業種・規模を問わず、被災地の様々な被災事業者を積極的に支援

支援決定先の規模別・業種別の内訳

(事業者の 従業員数)	10名以下	10名超100名以下	100名超	合計
農業関連	8	4	1	13
畜産関連	3	2	0	5
水産関連	67	55	1	123
建設・土木	28	16	0	44
造船関連	5	2	1	8
自動車関連(整備・販売等)	17	1	0	18
食品製造	10	13	1	24
その他製造(金属加工、電子部品製造等)	29	30	0	59
運輸・倉庫	9	20	1	30
卸売業	12	5	0	17
小売業	58	15	1	74
不動産	12	0	0	12
飲食業	32	9	0	41
観光関連(宿泊業等)	10	7	1	18
生活関連サービス(理美容・冠婚葬祭等)	11	5	1	17
教育(学校、学習支援)	1	1	0	2
医療・介護	1	4	3	8
その他業種(技術サービス等)	13	5	0	18
合計 (比率)	326 (61%)	194 (37%)	11 (2%)	531 (100%)

機構の取組みに対する主な評価について

金融機関からは、総じて、**機構の取組み全般、法令で定められた支援メニューや支援基準等について前向きな評価**

<取組み全般>

- 過大な債務を負っている事業者の救済に大きく奏功
- 多くの被災事業者にとって立ち直りの契機
- 機構の金融機関調整により強固な支援体制の構築が可能
- 事業者と膝を交えた話し合いで計画実現性を高めている
- 相談に真摯かつ迅速に対応しており、心強いパートナー
- 積極的に現場への訪問活動
- 抜本的な再生支援の実績は今後の災害金融のモデル
- 被災企業が抱える課題や問題点に対して的確に指導
- 金融機関自らのコンサルティング機能向上に寄与
- 事業者の規模に隔たりなく迅速に対応
- 被害の深刻な地域の事業者にも支援が行き届いている

<支援メニュー>

- 債権買取り、債務免除、出資、つなぎ融資等、支援メニューが豊富であり、事業者の再生に大きく寄与
- 劣後債権化や一部債務免除、債務保証など様々な手法があり、事業再生支援が行いやすい
- 経理・財務面の管理強化のため、専門家によるコンサルティング機能も発揮

<支援基準>

- 幅広い債務者の支援が可能であり、活用しやすい内容
- 支援期間15年以内に有利子負債／キャッシュフロー比率15倍以内は実現可能性を高める基準
- 原発事故の影響に対し、最長15年という長期の支援は有効

<支援決定プロセス>

- 支援決定までの期間短縮化、専門人材の増員、債権者間の事前調整の取組みを評価
- 金融機関調整も含めた事業再生計画の策定についてスピード感をもって対応

6

機構による今後の業務運営について

<業務運営に関する主な課題・要望>

- 地域金融機関に対する支援対象先に関する早期の情報提供、事前相談段階での目線合わせ・情報の共有化
- 支援決定先の事業再生計画の進捗管理、経営指導など、モニタリング・フォローアップに関する地域金融機関との連携体制の強化
- 支援決定先に対する専門家派遣や出資等の検討、機構のネットワーク等を活かした本業支援

<今後の主な取組み施策>

- **地域金融機関との情報共有・コミュニケーションの強化等を通じた新規支援案件の開拓**
福島は、「福島特設班」を中心に重点的に開拓
- **地域金融機関の営業現場と緊密に連携した**
 - ・ 支援決定先に対する継続的な状況把握、助言活動の強化、事業再生計画の確実な履行に向けた実行支援
 - ・ 地域の活性化策等を踏まえた事業改善・販路開拓支援
- **外部支援機関や復興庁施策と連携した本業支援**
 - ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）
（事業再生等の専門家、ネットワーク等）
 - ・ 復興・成長支援ファンド
（日本政策投資銀行・地域銀行・REVICが組成）
 - ・ 復興金融ネットワーク、地域復興マッチング「結の場」、販路開拓支援チーム

7